東京都市計画地区計画の変更(港区決定)

都市計画赤坂四丁目薬研坂地区地区計画を次のように変更する。

	名称	赤坂四丁目薬研坂地区地区計画				
	位置※	港区赤坂四丁目及び赤坂七丁目各地内				
	面 積※	約2.1 h a				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、放射第4号線(青山通り)に近接しているとともに、周辺には地下鉄4駅があるなど交通利便性の高い地区であり、地形の起伏や地区のイメージを大切にしながら、大規模開発を計画的に誘導する地区として位置づけられている。 このような地区の立地特性や位置づけを踏まえ、交通環境の向上に貢献する都市基盤施設の整備と、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、定住人口の増大に貢献する居住機能と商業・業務機能等が調和した、安全で快適な、魅力ある複合市街地の形成を図る。また、薬研坂を活かした街並み景親の形成を図るとともに、周辺市街地との調和に配慮した、緑豊かで魅力ある都市環境の形成を図る。				
	土地利用の方針	地区の立地特性を踏まえながら、土地の合理的かつ健全な高度利用と魅力ある複合市街地の形成を図るため、都市型居住機能と業務・商業機能を、北地区と南地区とに適正に配置する。 1. 北地区の薬研坂通り沿道部においては、青山通りに近接した土地の有効利用を図るため、業務機能を中心としながら、あわせて商業機能の導入を図る。また、北地区東部においては、居住機能の導入を図る。 2. 南地区においては、定住性の高い都市型居住機能を中心としながらそれを支える商業機能を導入するとともに、業務機能の導入を図る。				
	地区施設の整備の方針	1. 地区周辺の交通や開発交通の円滑な処理を図るため、区画道路を拡幅整備する。2. 安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図るため、バリアフリーに配慮した、歩行者専用通路を整備する。3. うるおいと安らぎの場を創出するとともに、ゆとりある良好な歩行者空間を確保するため、広場及び歩道状空地を整備する。				
	建築物等の整備の方針	 良好な居住環境と健全で魅力ある複合市街地にふさわしい土地利用の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、容積率の最低限度を定める。 敷地の細分化を防止し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 安全で快適な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限を定める。 道路や広場と建築物が調和した魅力ある都市景観の形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。 				

	その他当該地区の整備、 開発及び保全に関する方針			都心部におけるヒートアイランド現象の緩和に配慮し、快適な市街地環境や良好な都市景観を形成するため、地区内の緑化を促進する。						
	位	置		港区赤坂四丁目及び七丁目各地内						
	面	積		約2.1 h a						
	地区施設の配置	種	類	名称	幅員	延	長	面積	備考	
	及び規模	道		区画道路1号線※	約12~16m	約24	4 5 m	_	拡幅	
				区画道路2号線※	約9~10.36m	約:	9 5 m	_	拡幅 (一部整備済)	
				区画道路3号線	約6~7.5 m	約	8 0 m	_	拡幅	
				区画道路4号線※	約6~10m	約	4 5 m	_	新設	
地区				区画道路 5 号線	約6 m	約:	9 0 m	_	拡幅	
整備		その他の公共空地		歩行者専用通路	約6 m	約1:	9 0 m —		新設	
計				広場1号	_	_	_	約 270 m²	新設	
画				広場2号	_	_	_	約 500 m²	新設	
				広場3号	_	_	_	約 300 m²	新設	
				歩道状空地1号	4 m	約2:	3 0 m	約 900 m²	新設	
				歩道状空地2号	4 m	約3:	3 0 m	約1,300㎡	新設	
	建	名称		北地区			南地区			
	建築物等に関す 建築物等の原	面	積		約1.0ha		約1.1 h a		a	
	建築物等の月2000年2000年2000年2000年2000年2000年2000年200	E物等の用途の制限		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号)第2条第1項第一号から 第四号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型 第四号に掲げる風俗営業及び第6項各号に掲げる店舗型				32条第1項第一号から		

地区		建築物等の用途の制限 ※	性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。	性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。 い。 また、住宅の用途に供する部分の床面積の合計は延べ 面積の2分の1以上確保するものとする。			
		容積率の最低限度	10分の20				
計		敷地面積の最低限度	$5~0~0~\mathrm{m}^2$				
画		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、地下自動車駐車場・自転車駐車場の出入口部分、落下防止のための庇、歩行者専用通路及び歩行者専用通路を支えるための 柱を除く。				
		建築物等の形態又は意 匠の制限 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、原色を避けるなど周辺環境に配慮した色調とする。また、建築 等の屋上部等を積極的に緑化する。					

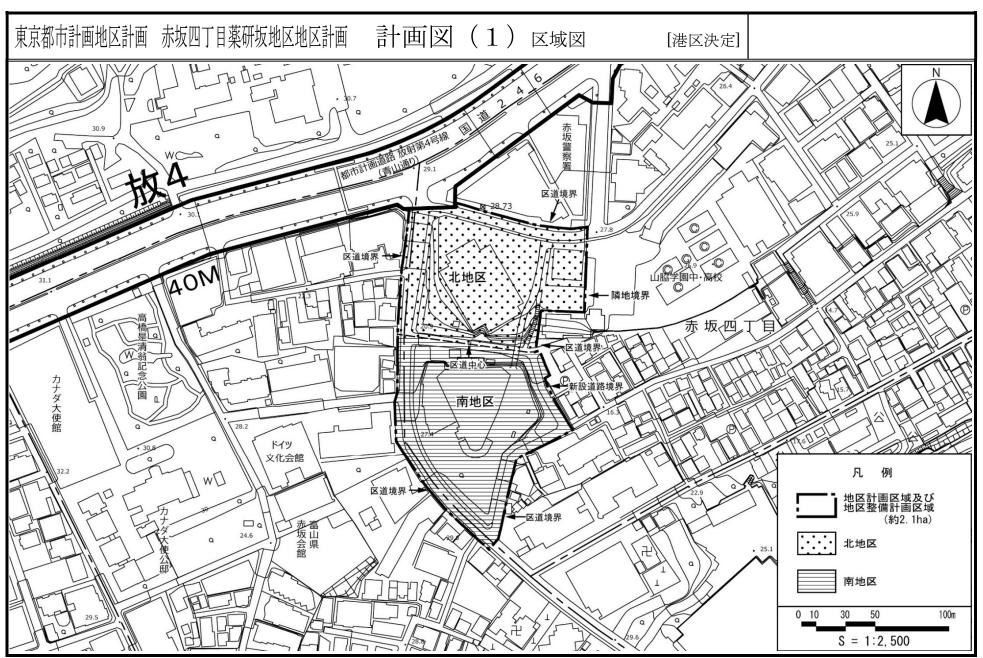
※知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

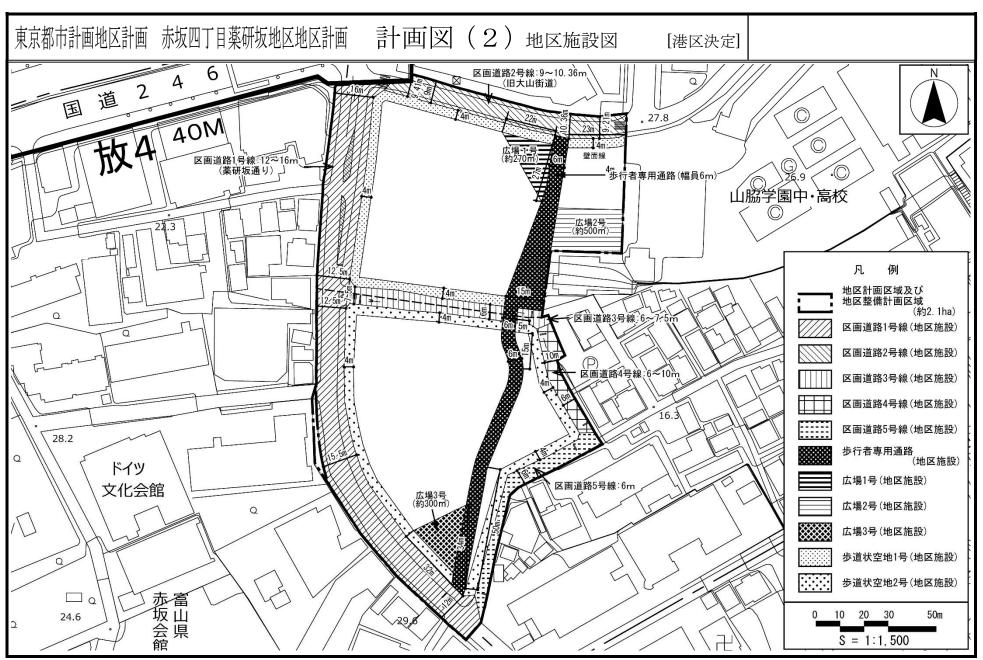
理由:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、地区計画を変更する。

変更概要

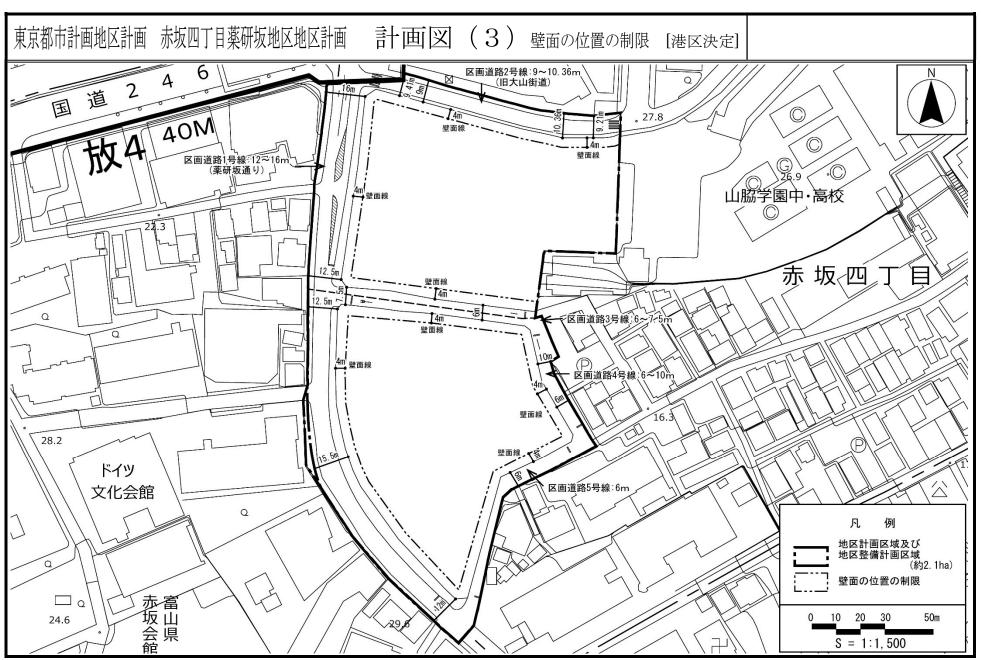
		名 称		赤坂四丁目薬研坂地区地区	公計画			
事項					旧	新		
		地区の区分	名 称	北地区	南地区	北地区	南地区	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の制限※	等の用途	風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法 律(昭和23年法律第1 22号)第2条第1項第 一号から第七号に掲げる 風俗営業及び第6項各号 に掲げる店舗型性風俗特 殊営業の用に供する建築 物は建築してはならな い。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する第1 22号)第2条第1項 一号から第七号に掲げる 一号から第七号に掲げる 風俗営業及店舗型性する に掲げる所に供するない。 また、住宅の用途に供する が、 また、の床面積の が、 また、のよう が、 を は は は は は は は は は は は は は は は は は は	風俗営業等の規制及び業 務の適正化等に関する法 律(昭和23年法律第1 22号)第2条第1項第 一号から <u>第四号</u> に掲げる 風俗営業及び第6項各号 に掲げる店舗型性風俗特 殊営業の用に供する建築 物は建築してはならな い。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等の規制をで等に関する。 律(昭和23年法律第第一号から第四号に掲げる場合でののでは、 一号から第四号に掲げる場合では、 風俗営業及び第6項係とは、 は掲げる所に供するない。 また、住宅の用途にはいい。 また、住宅の用途にはいい。 また、住宅の目録の1以上 確保するものとする。	法改正に伴う変更



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 2 都市基交著第 7 6 号・ 2 都市基交測第 3 9 号 (承認番号) 2 都市基街都第 5 4 号、令和 2 年 6 月 1 2 日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 2 都市基交著第 7 6 号・ 2 都市基交測第 3 9 号 (承認番号) 2 都市基街都第 5 4 号、令和 2 年 6 月 1 2 日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 2 都市基交著第 7 6 号・ 2 都市基交測第 3 9 号 (承認番号) 2 都市基街都第 5 4 号、令和 2 年 6 月 1 2 日